

狛江市の監査

平成 22 年度版

(平成 21 年 4 月～平成 22 年 3 月監査結果)

狛江市監査委員事務局

まえがき

「狛江市の監査（平成 22 年度版）」を作成いたしました。

これは、平成 21 年度（平成 21 年 4 月 1 日～同 22 年 3 月 31 日）に狛江市監査委員が公表した各種監査の結果についてまとめたものです。併せて、参考のため、地方自治法第 199 条第 12 項の規定に基づく市長等の措置通知文書についても掲載しました。

なお、上記条項の規定に基づく市長等の措置通知が、平成 21 年度以降に行われた場合は、それぞれの年度に係る監査の結果の中に掲載します。

平成 22 年 6 月

目 次

1 定 期 監 査

- (1) 平成 21 年度定期監査の結果について (報告) 7
監査対象 福祉保健部 福祉サービス支援室、生活支援課、介護支援課、
健康支援課

2 財政援助団体監査

- (1) 平成 21 年度財政援助団体監査の結果について (報告) 27
監査対象 社会福祉法人 桜友会 狛江子どもの家
所 管 課 児童青少年部 児童青少年課

3 工 事 監 査

- (1) 平成 21 年度工事監査の結果について (報告) 37
監査対象 狛江第三小学校屋内運動場耐震補強及び特別活動室等整備
工事
所 管 課 総務部 管財課
総務部 総務課
教育部 学校教育課

4 住 民 監 査 請 求

- (1) 狛江市職員措置請求に係る監査結果について (通知) 45
【狛江市コミュニティ活動活性化交付金の支出】

5 監査に係る措置結果

- (1) 平成 20 年度定期監査の結果に基づく措置について (通知) 61
措置報告 建設環境部 清掃課、環境管理課、都市整備課、上下水道課
(2) 平成 20 年度財政援助団体監査の結果に基づく措置について (通知) .. 65
措置報告 福祉保健部 福祉サービス支援室
(3) 平成 21 年度財政援助団体監査の結果に基づく措置について (通知) .. 67
措置報告 児童青少年部 児童青少年課

1 定期監査

(写)

狛監委発第100124号

平成22年3月8日

狛江市長 矢 野 裕 様
狛江市議会議長 道 下 勇 様

狛江市監査委員 栗 山 輝 夫

同 白 井 明

平成21年度定期監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第1項、2項及び第4項の規定により、定期監査を実施したので、同条第9項の規定に基づいて別紙のとおり報告します。

なお、この監査結果に基づき、又はこの監査結果を参考として措置を講じたときは、同条第12項の規定により報告願います。

平成 21 年度

定期監査報告書

福祉保健部

福祉サービス支援室

生活支援課

介護支援課

健康支援課

狛江市監査委員

平成 2 1 年度定期監査結果報告書

第 1 監査の種類

地方自治法第 1 9 9 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定による監査

第 2 監査の範囲

平成 2 1 年 4 月 1 日から平成 2 1 年 1 1 月 3 0 日までに執行した財務に関する事務や事業及びその他の事務や事業

第 3 監査の対象

福祉保健部

福祉サービス支援室、生活支援課、介護支援課、健康支援課

第 4 監査の期間

平成 2 1 年 1 2 月 2 2 日から平成 2 2 年 3 月 8 日まで

第 5 監査の方法

監査の実施に当たっては、予算の執行事務、収入及び支出事務、財産管理等の事務事業が法令等に従い適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、関係諸帳簿及び関係書類の照合、関係職員からの事情聴取等、通常実施すべき監査手続きを実施した。

第 6 監査の結果

対象となった課における財務に関する事務及びその他の事務の執行並びに関連する事業について、一部において改善、検討すべき事項が見受けられた。

以下、改善、検討を要する事項及び意見等を述べる。

福祉サービス支援室

1 市民保養施設利用助成について

粕江市民保養施設子ども・高齢者等健康増進助成事業として、4 歳以上小学生以下の方、満 65 歳以上の方、身体障害者手帳などをお持ちの方等を対象に実施しているが、利用率がかなり低い状況である。市民への周知の方法、利用対象者の拡大、更には宿泊施設等の利便性などの検討も行い利用率の向上に努めていただきたい。

2 補助金の適正執行について

補助金の交付申請書及び交付決定通知書の表題に記載されている補助金名について、交付要綱等で補助金名が決まっているものは、その補助金名を記載するのが適当であるので見直していただきたい。

生活支援課

1 収入未済額の対応について

緊急援護資金貸付元金収入及び入院差額室料資金貸付元金収入の過年度分において、平成 20 年度決算審査意見書でも要望したが、緊急援護資金貸付元金収入については、昭和 56 年度からの滞納があり、債務者の状況等を的確に把握し、不良債権の整理を適切に行うなどの処理をしていただきたい。

2 生活保護について

保護申請を受理した際には十分な審査を行い、また生活保護を受給している間も収入調査、定期的に家庭を訪問し調査するなどし、生活保護費の不正受給を出さないよう適切な事務処理を行い、生活保護費弁償金の縮減に努めていただきたい。

介護支援課

1 収入未済額の対応について

高齢者給食サービス利用料の過年度分において、平成 13 年度からの滞納があり、債務者の状況等を的確に把握し、不良債権の整理を適切に行うなどの処理をしていただきたい。

2 補助金の適正執行について

補助金の交付申請書及び交付決定通知書の表題に記載されている補助金名について、交付要綱等で補助金名が決まっているものは、その補助金名を記載するのが適当であるので見直していただきたい。

健康支援課

1 施設等使用料について

(1) 狛江市障害者団体連絡協議会に「私人への徴収又は収納委託(地方自治法施行令第 158 条第 1 項)」により、使用料の収入を受け入れる収納事務を委託している。しかしながら、契約書及び仕様書において、徴収事務となっていたので、関係書類の改善をしていただきたい。

なお、収納事務を委託したときは、同施行令第 158 条第 2 項の規定により「その旨を告示し、かつ、当該歳入の納入義務者の見やすい方法により公表しなければならない。」とされ、また、狛江市会計事務規則第 34 条第 2 項の規定により「その旨を告示し、かつ、当該私人に収入事務受託者である旨を証する書類等を交付しなければならない。」とされているので、適切な事務処理をしていただきたい。

- (2) 委託契約書において、単価契約は 1 件につき 54 円とされている。健康増進室利用料については 1 件 54 円で支払われているが、会議室等利用料においては収納額の 18% で支払われている。契約書を精査し見直していただきたい。
- (3) 業務委託の申し出に伴う受託書及び業務委託契約の起案書の日付において、不適切と思われるものが見受けられたので、契約等の時期を逸しない適切な事務処理をしていただきたい。

2 行政財産の使用許可について

あいとぴあセンター内の一部を関係機関等に行政財産の使用許可をしているが、一部に次のような事項が見受けられたので見直していただきたい。

- (1) 関係機関等への行政財産使用許可書において、使用許可年月日は同様であるが、使用期間がそれぞれ異なっていた。また、使用料と光熱水費及び警備費等の免除について、免除されているにもかかわらず未記載であった。
- (2) 使用料の減免については、狛江市行政財産の使用に関する規則第 5 条の規定により、施設使用料減免申請書の提出が必要となるが、提出されていなかった。
- (3) 光熱水費及び警備費等の経費負担についての覚書は、前年度実績等に基づき、年 1 回取り交わすこととなっているが、取り交わされていなかった。

3 超過勤務について

平成 21 年度上半期の超過勤務については、平成 20 年度上半期と比較しておおよそ半減している。この要因は、窓口受付業務において自動窓口受付システムの機器を導入し、輪番による窓口担当制を実施したことによるものである。窓口担当以外の職員が各自の事務に専念することができ、効率的な事務執行により超過勤務の抑制を図れたことは、担当職員による業務改善努力の成果と思われる。

課別科目別歳入歳出予算執行状況表(平成21年11月30日現在)

(1) 福祉サービス支援室

<一般会計>

歳入

(単位:円及び%)

款 項 目	科 目	予算現額	調定済額	収入済額	収入未済額	収入率
11	分担金及び負担金	722,000	839,949	698,439	141,510	83.2
	01 負担金	722,000	839,949	698,439	141,510	83.2
	02 民生費負担金	722,000	839,949	698,439	141,510	83.2
12	使用料及び手数料	596,000	566,630	566,630	0	100.0
	01 使用料	596,000	566,600	566,600	0	100.0
	02 民生使用料	596,000	566,600	566,600	0	100.0
	02 手数料	0	30	30	0	100.0
	01 総務手数料	0	30	30	0	100.0
13	国庫支出金	269,252,000	200,042,999	133,544,331	66,498,668	66.8
	01 国庫負担金	243,818,000	199,495,999	132,997,331	66,498,668	66.7
	01 民生費国庫負担金	243,818,000	199,495,999	132,997,331	66,498,668	66.7
	02 国庫補助金	25,434,000	547,000	547,000	0	100.0
	01 民生費国庫負担金	25,434,000	547,000	547,000	0	100.0
14	都支出金	408,147,000	138,683,300	137,768,800	914,500	99.3
	01 都負担金	237,618,000	79,301,500	78,387,000	914,500	98.8
	01 民生費都負担金	237,618,000	79,301,500	78,387,000	914,500	98.8
	02 都補助金	163,400,000	59,378,000	59,378,000	0	100.0
	01 民生費都補助金	163,400,000	59,378,000	59,378,000	0	100.0
	03 委託金	7,129,000	3,800	3,800	0	100.0
	01 総務費委託金	200,000	0	0	0	****
	02 民生費委託金	1,253,000	3,800	3,800	0	100.0
	03 衛生費委託金	5,676,000	0	0	0	****
15	財産収入	0	2,340	2,340	0	100.0
	02 財産売払収入	0	2,340	2,340	0	100.0
	02 物品売払収入	0	2,340	2,340	0	100.0
19	諸収入	1,000	147,801	147,801	0	100.0
	02 市預金利子	0	1	1	0	100.0
	01 市預金利子	0	1	1	0	100.0
	05 雑入	1,000	147,800	147,800	0	100.0
	01 雑入	1,000	147,800	147,800	0	100.0
	合 計	678,718,000	340,283,019	272,728,341	67,554,678	80.1

歳出

(単位:円及び%)

款 項 目	科 目	予算現額	執行済額	予算残額	執行率
02	総務費	100,288,000	539,715	99,748,285	0.5
	01 総務管理費	100,278,000	531,000	99,747,000	0.5
	09 市民保養施設費	2,212,000	522,000	1,690,000	23.6
	12 諸費	98,066,000	9,000	98,057,000	0.0
	03 戸籍住民基本台帳費	10,000	8,715	1,285	87.2
	01 戸籍住民基本台帳費	10,000	8,715	1,285	87.2
03	民生費	1,223,960,000	825,058,127	398,901,873	67.4
	01 社会福祉費	1,178,123,000	780,505,127	397,617,873	66.2
	01 社会福祉総務費	155,880,000	131,266,927	24,613,073	84.2
	02 身体障がい者福祉費	399,717,000	276,040,585	123,676,415	69.1
	03 知的障がい者福祉費	16,568,000	12,479,105	4,088,895	75.3
	08 障がいサービス費	605,958,000	360,718,510	245,239,490	59.5
	02 児童福祉費	45,837,000	44,553,000	1,284,000	97.2
	01 児童福祉総務費	45,837,000	44,553,000	1,284,000	97.2
	合 計	1,324,248,000	825,597,842	498,650,158	62.3

(2) 生活支援課

<一般会計>

歳入

(単位:円及び%)

款 項 目	科 目	予算現額	調定済額	収入済額	収入未済額	収入率
12	使用料及び手数料	0	0	0	0	****
02	手数料	0	0	0	0	****
01	総務手数料	0	0	0	0	****
13	国庫支出金	1,201,099,000	1,019,866,000	1,019,866,000	0	100.0
01	国庫負担金	1,183,169,000	1,011,461,000	1,011,461,000	0	100.0
01	民生費国庫負担金	1,183,169,000	1,011,461,000	1,011,461,000	0	100.0
02	国庫補助金	17,930,000	8,405,000	8,405,000	0	100.0
01	民生費国庫補助金	17,930,000	8,405,000	8,405,000	0	100.0
14	都支出金	51,159,000	39,033,592	39,033,592	0	100.0
01	都負担金	41,505,000	32,019,470	32,019,470	0	100.0
01	民生費都負担金	41,505,000	32,019,470	32,019,470	0	100.0
02	都補助金	2,639,000	0	0	0	****
02	民生費都補助金	2,639,000	0	0	0	****
03	委託金	7,015,000	7,014,122	7,014,122	0	100.0
02	民生費委託金	7,015,000	7,014,122	7,014,122	0	100.0
19	諸収入	4,099,000	62,115,111	16,160,703	45,954,408	26.0
02	市預金利子	0	253	253	0	100.0
01	市預金利子	0	253	253	0	100.0
04	貸付金元利収入	599,000	6,999,420	339,000	6,660,420	4.8
01	緊急援護資金貸付元金収入	473,000	6,040,000	339,000	5,701,000	5.6
02	入院差額室料貸付元金収入	126,000	959,420	0	959,420	0.0
05	雑入	3,500,000	55,115,438	15,821,450	39,263,988	28.7
01	雑入	3,500,000	55,115,438	15,821,450	39,263,988	28.7
合 計		1,256,357,000	1,121,014,703	1,075,060,295	45,954,408	95.9

歳出

(単位:円及び%)

款 項 目	科 目	予算現額	執行済額	予算残額	執行率
03	民生費	1,620,945,000	1,200,024,206	420,920,794	74.0
01	社会福祉費	32,551,000	15,897,345	16,653,655	48.8
01	社会福祉総務費	32,551,000	15,897,345	16,653,655	48.8
03	生活保護費	1,588,394,000	1,184,126,861	404,267,139	74.5
01	生活保護総務費	18,666,000	9,661,254	9,004,746	51.8
02	扶助費	1,569,728,000	1,174,465,607	395,262,393	74.8
合 計		1,620,945,000	1,200,024,206	420,920,794	74.0

(3) 介護支援課

<一般会計>

歳入

(単位:円及び%)

科 目	予算現額	調定済額	収入済額	収入未済額	収入率
款 項 目					
11 分担金及び負担金	1,206,000	234,040	234,040	0	100.0
01 負担金	1,206,000	234,040	234,040	0	100.0
02 民生費負担金	1,206,000	234,040	234,040	0	100.0
12 使用料及び手数料	0	670	670	0	100.0
02 手数料	0	670	670	0	100.0
01 総務手数料	0	670	670	0	100.0
13 国庫支出金	52,000	0	0	0	****
02 国庫補助金	52,000	0	0	0	****
01 民生費国庫補助金	52,000	0	0	0	****
14 都支出金	30,141,000	5,149,000	5,149,000	0	100.0
02 都補助金	30,141,000	5,149,000	5,149,000	0	100.0
02 民生費都補助金	30,141,000	5,149,000	5,149,000	0	100.0
15 財産収入	0	7,200	7,200	0	100.0
02 財産売払収入	0	7,200	7,200	0	100.0
02 物品売払収入	0	7,200	7,200	0	100.0
17 繰入金	25,682,000	0	0	0	****
01 繰入金	25,682,000	0	0	0	****
02 特別会計繰入金	25,682,000	0	0	0	****
19 諸収入	19,984,000	10,489,962	9,857,962	632,000	94.0
02 市預金利子	1,000	0	0	0	****
01 市預金利子	1,000	0	0	0	****
05 雑入	19,983,000	10,489,962	9,857,962	632,000	94.0
01 雑入	19,983,000	10,489,962	9,857,962	632,000	94.0
合 計	77,065,000	15,880,872	15,248,872	632,000	96.0

歳出

(単位:円及び%)

科 目	予算現額	執行済額	予算残額	執行率
款 項 目				
03 民生費	252,401,175	167,046,608	85,354,567	66.2
01 社会福祉費	252,401,175	167,046,608	85,354,567	66.2
01 社会福祉総務費	4,501,360	3,620,367	880,993	80.4
04 老人福祉費	175,301,815	122,399,678	52,902,137	69.8
07 住宅関係費	72,598,000	41,026,563	31,571,437	56.5
合 計	252,401,175	167,046,608	85,354,567	66.2

<介護保険特別会計>

歳入

(単位:円及び%)

科 目		予算現額	調定済額	収入済額	収入未済額	収入率
款	項 目					
01	保険料	778,739,000	836,629,000	571,227,600	265,401,400	68.3
	01 介護保険料	778,739,000	836,629,000	571,227,600	265,401,400	68.3
	01 第1号被保険者保険料	778,739,000	836,629,000	571,227,600	265,401,400	68.3
02	使用料及び手数料	1,000	0	0	0	****
	01 手数料	1,000	0	0	0	****
	01 総務手数料	1,000	0	0	0	****
03	国庫支出金	802,486,000	523,836,000	523,836,000	0	100.0
	01 国庫負担金	635,926,000	422,016,000	422,016,000	0	100.0
	01 介護給付費負担金	635,926,000	422,016,000	422,016,000	0	100.0
	02 国庫補助金	166,560,000	101,820,000	101,820,000	0	100.0
	01 調整交付金	130,655,000	77,884,000	77,884,000	0	100.0
	02 地域支援事業交付金(介護予防)	12,268,000	8,178,000	8,178,000	0	100.0
	03 地域支援事業交付金(包括支援・任意)	23,637,000	15,758,000	15,758,000	0	100.0
04	支払基金交付金	1,115,707,000	635,015,076	628,885,076	6,130,000	99.0
	01 支払基金交付金	1,115,707,000	635,015,076	628,885,076	6,130,000	99.0
	01 介護給付費交付金	1,100,986,000	620,294,076	620,294,076	0	100.0
	02 地域支援事業支援交付金	14,721,000	14,721,000	8,591,000	6,130,000	58.4
05	都支出金	564,841,000	334,162,000	334,162,000	0	100.0
	01 都負担金	546,889,000	320,698,000	320,698,000	0	100.0
	01 介護給付費都負担金	546,889,000	320,698,000	320,698,000	0	100.0
	02 都補助金	17,952,000	13,464,000	13,464,000	0	100.0
	01 地域支援事業交付金(介護予防)	6,134,000	4,600,000	4,600,000	0	100.0
	02 地域支援事業交付金(包括支援・任意)	11,818,000	8,864,000	8,864,000	0	100.0
06	財産収入	2,000	173,733	173,733	0	100.0
	01 財産運用収入	2,000	173,733	173,733	0	100.0
	01 利子及び配当金	2,000	173,733	173,733	0	100.0
07	寄附金	1,000	0	0	0	****
	01 寄附金	1,000	0	0	0	****
	01 一般寄附金	1,000	0	0	0	****
08	繰入金	569,931,000	266,512,000	266,512,000	0	100.0
	01 一般会計繰入金	533,024,000	266,512,000	266,512,000	0	100.0
	01 介護給付費繰入金	454,930,000	266,512,000	266,512,000	0	100.0
	02 地域支援事業繰入金(介護予防)	6,134,000	0	0	0	****
	03 地域支援事業繰入金(包括支援・任意)	11,818,000	0	0	0	****
	04 その他一般会計繰入金	60,142,000	0	0	0	****
	02 介護保険給付費準備基金繰入金	13,375,000	0	0	0	****
	01 介護保険給付費準備基金繰入金	13,375,000	0	0	0	****
	03 介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金	23,532,000	0	0	0	****
	01 介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金	23,532,000	0	0	0	****
09	繰越金	144,046,000	144,046,437	144,046,437	0	100.0
	01 繰越金	144,046,000	144,046,437	144,046,437	0	100.0
	01 繰越金	144,046,000	144,046,437	144,046,437	0	100.0
10	諸収入	1,066,000	558,550	558,550	0	100.0
	01 延滞金、加算及び過料	1,000	0	0	0	****
	01 第1号被保険者延滞金	1,000	0	0	0	****
	02 預金利子	1,000	46,450	46,450	0	100.0
	01 預金利子	1,000	46,450	46,450	0	100.0
	03 雑入	1,064,000	512,100	512,100	0	100.0
	01 第三者納付金	1,000	0	0	0	****
	02 雑入	1,063,000	512,100	512,100	0	100.0
	合 計	3,976,820,000	2,740,932,796	2,469,401,396	271,531,400	90.1

歳出

(単位:円及び%)

款 項 目	科 目	予算現額	執行済額	予算残額	執行率
01	総務費	61,477,000	35,957,867	25,519,133	58.5
01	総務管理費	61,477,000	35,957,867	25,519,133	58.5
01	一般管理費	22,002,000	12,573,262	9,428,738	57.1
02	賦課徴収費	3,762,000	2,621,877	1,140,123	69.7
03	介護認定費	35,713,000	20,762,728	14,950,272	58.1
02	保険給付費	3,650,404,000	2,005,980,576	1,644,443,424	55.0
01	保険給付費	3,650,404,000	2,005,980,576	1,644,443,424	55.0
01	介護サービス等諸費	3,245,661,000	1,792,828,887	1,452,832,113	55.2
02	介護予防サービス等諸費	210,019,000	121,726,442	88,292,558	58.0
03	高額介護サービス等費	68,181,000	30,461,820	37,719,180	44.7
04	高額医療合算介護サービス等費	11,000,000	0	11,000,000	0.0
05	特別給付費	10,962,000	1,766,000	9,196,000	16.1
06	特定入所者介護サービス等費	98,717,000	55,842,547	42,874,453	56.6
07	その他諸費	5,864,000	3,334,880	2,529,120	56.9
03	地域支援事業費	102,588,000	62,143,288	40,444,712	60.6
01	地域支援事業費	102,588,000	62,143,288	40,444,712	60.6
01	介護予防事業費	43,495,000	17,929,710	25,565,290	41.2
02	包括支援事業・任意事業費	59,093,000	44,213,578	14,879,422	74.8
04	財政安定化基金拠出金	1,000	0	1,000	0.0
01	財政安定化基金拠出金	1,000	0	1,000	0.0
01	財政安定化基金拠出金	1,000	0	1,000	0.0
05	基金積立金	81,303,000	0	81,303,000	0.0
01	基金積立金	81,303,000	0	81,303,000	0.0
01	介護給付費準備基金積立金	81,302,000	0	81,302,000	0.0
02	介護従事者処遇改善臨時特例基金積立金	1,000	0	1,000	0.0
06	公債費	1,000	0	1,000	0.0
01	公債費	1,000	0	1,000	0.0
01	利子	1,000	0	1,000	0.0
07	繰出金	25,682,000	0	25,682,000	0.0
01	繰出金	25,682,000	0	25,682,000	0.0
01	他会計繰出金	25,682,000	0	25,682,000	0.0
08	諸支出金	48,223,000	1,882,986	46,340,014	3.9
01	償還金及び還付加算金	48,222,000	1,882,986	46,339,014	3.9
01	第1号被保険者保険料還付金	2,000,000	1,061,200	938,800	53.1
02	償還金	46,222,000	821,786	45,400,214	1.8
02	延滞金	1,000	0	1,000	0.0
01	延滞金	1,000	0	1,000	0.0
09	予備費	500,000	0	500,000	0.0
01	予備費	500,000	0	500,000	0.0
01	予備費	500,000	0	500,000	0.0
合 計		3,970,179,000	2,105,944,717	1,864,234,283	53.0

(4) 健康支援課

<一般会計>

歳入

(単位:円及び%)

款 項 目	科 目	予算現額	調定済額	収入済額	収入未済額	収入率
12	使用料及び手数料	3,813,000	2,777,160	2,777,160	0	100.0
	01 使用料	1,616,000	906,610	906,610	0	100.0
	01 総務使用料	5,000	5,160	5,160	0	100.0
	03 衛生使用料	1,611,000	901,450	901,450	0	100.0
	02 手数料	2,197,000	1,870,550	1,870,550	0	100.0
	01 総務手数料	0	0	0	0	****
	02 衛生手数料	2,197,000	1,870,550	1,870,550	0	100.0
13	国庫支出金	49,935,000	15,124,000	15,124,000	0	100.0
	01 国庫負担金	11,143,000	0	0	0	****
	01 民生費国庫負担金	11,143,000	0	0	0	****
	02 国庫補助金	15,391,000	0	0	0	****
	01 衛生費国庫補助金	15,391,000	0	0	0	****
	03 委託金	23,401,000	15,124,000	15,124,000	0	100.0
	02 民生費委託金	23,399,000	15,124,000	15,124,000	0	100.0
	03 労働費委託金	2,000	0	0	0	****
14	都支出金	134,986,000	0	0	0	****
	01 都負担金	96,077,000	0	0	0	****
	01 民生費都負担金	94,972,000	0	0	0	****
	02 衛生費都負担金	105,000	0	0	0	****
	02 都補助金	39,845,000	0	0	0	****
	03 衛生費都補助金	39,845,000	0	0	0	****
	03 委託金	64,000	0	0	0	****
	03 衛生費委託金	64,000	0	0	0	****
17	繰入金	34,435,000	0	0	0	****
	01 繰入金	34,435,000	0	0	0	****
	02 特別会計繰入金	34,435,000	0	0	0	****
19	諸収入	3,263,000	2,001,891	2,001,891	0	100.0
	05 雑入	3,263,000	2,001,891	2,001,891	0	100.0
	01 雑入	3,263,000	2,001,891	2,001,891	0	100.0
	合 計	226,432,000	19,903,051	19,903,051	0	100.0

歳出

(単位:円及び%)

款 項 目	科 目	予算現額	執行済額	予算残額	執行率
03	民生費	19,891,000	9,002,340	10,888,660	45.3
	01 社会福祉費	19,891,000	9,002,340	10,888,660	45.3
	01 社会福祉総務費	9,065,000	3,831,529	5,233,471	42.3
	04 老人福祉費	18,000	83	17,917	0.5
	05 国民年金費	10,808,000	5,170,728	5,637,272	47.8
04	衛生費	406,319,176	205,438,849	200,880,327	50.6
	01 保健衛生費	406,319,176	205,438,849	200,880,327	50.6
	01 保健衛生総務費	279,712,350	139,806,001	139,906,349	50.0
	02 予防費	126,606,826	65,632,848	60,973,978	51.8
05	労働費	2,000	0	2,000	0.0
	01 失業対策費	2,000	0	2,000	0.0
	01 日雇特例被保険事業費	2,000	0	2,000	0.0
	合 計	426,212,176	214,441,189	211,770,987	50.3

<国民健康保険特別会計>

歳入

(単位:円及び%)

科 目		予算現額	調定済額	収入済額	収入未済額	収入率
款	項 目					
01	国民健康保険税	1,852,444,000	1,966,414,800	0	1,966,414,800	0.0
	01 国民健康保険税	1,852,444,000	1,966,414,800	0	1,966,414,800	0.0
	01 一般被保険者国民健康保険税	1,730,096,000	1,854,326,403	0	1,854,326,403	0.0
	02 退職被保険者等国民健康保険税	122,348,000	112,088,397	0	112,088,397	0.0
02	国庫支出金	1,556,647,000	879,037,038	879,037,038	0	100.0
	01 国庫負担金	1,530,889,000	873,279,000	873,279,000	0	100.0
	01 療養給付費等負担金	1,429,648,000	847,400,000	847,400,000	0	100.0
	02 高額医療費共同事業負担金	88,847,000	25,879,000	25,879,000	0	100.0
	03 特定健康診査等負担金	12,394,000	0	0	0	****
	02 国庫補助金	25,758,000	5,758,038	5,758,038	0	100.0
	01 調整交付金	20,000,000	0	0	0	****
	02 介護従事者処遇改善臨時特例交付金	5,758,000	5,758,038	5,758,038	0	100.0
	03 出産育児一時金補助金	0	0	0	0	****
03	療養給付費等交付金	401,366,000	142,899,463	142,899,463	0	100.0
	01 療養給付費等交付金	401,366,000	142,899,463	142,899,463	0	100.0
	01 療養給付費等交付金	401,366,000	142,899,463	142,899,463	0	100.0
04	前期高齢者交付金	1,944,196,000	1,826,035,489	1,065,190,489	760,845,000	58.3
	01 前期高齢者交付金	1,944,196,000	1,826,035,489	1,065,190,489	760,845,000	58.3
	01 前期高齢者交付金	1,944,196,000	1,826,035,489	1,065,190,489	760,845,000	58.3
05	都支出金	430,492,000	27,195,000	27,195,000	0	100.0
	01 都負担金	101,241,000	27,195,000	27,195,000	0	100.0
	01 高額医療費共同事業負担金	88,847,000	27,195,000	27,195,000	0	100.0
	02 特定健康診査等負担金	12,394,000	0	0	0	****
	02 都補助金	329,251,000	0	0	0	****
	01 都補助金	30,000,000	0	0	0	****
	02 財政調整交付金	299,251,000	0	0	0	****
06	共同事業交付金	1,235,246,000	507,478,296	507,478,296	0	100.0
	01 共同事業交付金	1,235,246,000	507,478,296	507,478,296	0	100.0
	01 高額医療費共同事業交付金	345,391,000	113,498,316	113,498,316	0	100.0
	02 保険財政共同安定化事業交付金	889,855,000	393,979,980	393,979,980	0	100.0
07	財産収入	1,000	338	338	0	100.0
	01 財産運用収入	1,000	338	338	0	100.0
	01 利子及び配当金	1,000	338	338	0	100.0
08	繰入金	550,001,000	275,000,000	275,000,000	0	100.0
	01 繰入金	550,001,000	275,000,000	275,000,000	0	100.0
	01 一般会計繰入金	550,000,000	275,000,000	275,000,000	0	100.0
	02 基金繰入金	1,000	0	0	0	****
09	繰越金	8,633,000	45,214,007	45,214,007	0	100.0
	01 繰越金	8,633,000	45,214,007	45,214,007	0	100.0
	01 療養給付費交付金繰越金	1,000	0	0	0	****
	02 その他繰越金	8,632,000	45,214,007	45,214,007	0	100.0
10	諸収入	2,690,000	6,256,974	6,256,974	0	100.0
	02 市預金利子	2,000	35,522	35,522	0	100.0
	01 市預金利子	2,000	35,522	35,522	0	100.0
	03 出産費資金貸付元金収入	0	0	0	0	****
	01 出産費資金貸付元金収入	0	0	0	0	****

科 目		予算現額	調定済額	収入済額	収入未済額	収入率
款	項 目					
	04 雑入	2,688,000	6,221,452	6,221,452	0	100.0
	01 一般被保険者第三者納付金	1,000,000	2,556,413	2,556,413	0	100.0
	02 退職被保険者等第三者納付金	50,000	16,794	16,794	0	100.0
	03 一般被保険者返納金	500,000	947,999	947,999	0	100.0
	04 退職被保険者等返納金	50,000	11,200	11,200	0	100.0
	05 雑入	1,088,000	2,689,046	2,689,046	0	100.0
	合 計	7,981,716,000	5,675,531,405	2,948,271,605	2,727,259,800	51.9

歳出

(単位:円及び%)

科 目		予算現額	執行済額	予算残額	執行率
款	項 目				
01	総務費	37,241,000	19,405,501	17,835,499	52.1
	01 総務管理費	32,350,000	16,748,558	15,601,442	51.8
	01 一般管理費	30,125,000	15,882,155	14,242,845	52.7
	02 運営協議会費	700,000	113,865	586,135	16.3
	03 連合会負担金	1,525,000	752,538	772,462	49.3
	02 徴税費	4,891,000	2,656,943	2,234,057	54.3
	01 賦課徴収費	4,891,000	2,656,943	2,234,057	54.3
02	保険給付費	5,320,837,000	2,941,828,287	2,379,008,713	55.3
	01 療養諸費	4,757,583,000	2,624,658,517	2,132,924,483	55.2
	01 一般被保険者療養給付費	4,142,144,000	2,438,910,587	1,703,233,413	58.9
	02 退職被保険者等療養給付費	486,068,000	104,048,200	382,019,800	21.4
	03 一般被保険者療養費	92,361,000	64,743,994	27,617,006	70.1
	04 退職被保険者等療養費	10,257,000	2,034,768	8,222,232	19.8
	05 審査支払手数料	26,753,000	14,920,968	11,832,032	55.8
	02 高額療養費	496,284,000	288,924,473	207,359,527	58.2
	01 一般被保険者高額療養費	453,004,000	278,924,839	174,079,161	61.6
	02 退職被保険者等高額療養費	33,280,000	9,999,634	23,280,366	30.0
	03 一般被保険者高額介護合算療養費	8,000,000	0	8,000,000	0.0
	04 退職被保険者等高額介護合算療養費	2,000,000	0	2,000,000	0.0
	03 移送費	150,000	0	150,000	0.0
	01 一般被保険者移送費	100,000	0	100,000	0.0
	02 退職被保険者等移送費	50,000	0	50,000	0.0
	04 出産育児諸費	54,720,000	22,040,000	32,680,000	40.3
	01 出産育児一時金	54,720,000	22,040,000	32,680,000	40.3
	05 葬祭費	7,500,000	2,900,000	4,600,000	38.7
	01 葬祭費	7,500,000	2,900,000	4,600,000	38.7
	06 結核・精神医療給付金	4,600,000	3,305,297	1,294,703	71.9
	01 一般被保険者結核・精神医療給付金	4,000,000	3,236,195	763,805	80.9
	02 退職被保険者等結核・精神医療給付金	600,000	69,102	530,898	11.5
03	後期高齢者支援金等	987,088,000	575,853,219	411,234,781	58.3
	01 後期高齢者支援金等	987,088,000	575,853,219	411,234,781	58.3
	01 後期高齢者支援金	986,953,000	575,768,918	411,184,082	58.3
	02 後期高齢者関係事務費拠出金	135,000	84,301	50,699	62.4
04	前期高齢者納付金等	3,149,000	1,641,677	1,507,323	52.1
	01 前期高齢者納付金等	3,149,000	1,641,677	1,507,323	52.1
	01 前期高齢者納付金	3,028,000	1,571,034	1,456,966	51.9
	02 前期高齢者関係事務費拠出金	121,000	70,643	50,357	58.4

科 目		予算現額	執行済額	予算残額	執行率
款	項 目				
05	老人保健拠出金	35,784,000	20,907,950	14,876,050	58.4
	01 老人保健拠出金	35,784,000	20,907,950	14,876,050	58.4
	01 老人保健医療費拠出金	35,710,000	20,834,938	14,875,062	58.3
	02 老人保健事務費拠出金	74,000	73,012	988	98.7
06	介護納付金	347,612,000	202,776,163	144,835,837	58.3
	01 介護納付金	347,612,000	202,776,163	144,835,837	58.3
	01 介護納付金	347,612,000	202,776,163	144,835,837	58.3
07	共同事業拠出金	1,255,489,000	526,259,769	729,229,231	41.9
	01 共同事業拠出金	1,255,489,000	526,259,769	729,229,231	41.9
	01 高額医療費共同事業拠出金	355,392,000	116,668,255	238,723,745	32.8
	02 保険財政共同安定化事業拠出金	899,856,000	409,591,514	490,264,486	45.5
	03 共同事業事務費拠出金	59,000	0	59,000	0.0
	04 保険財政共同安定化事業事務費拠出金	172,000	0	172,000	0.0
	05 その他共同事業拠出金	10,000	0	10,000	0.0
08	保健事業費	104,106,000	41,749,618	62,356,382	40.1
	01 保健事業費	104,106,000	41,749,618	62,356,382	40.1
	01 保健衛生諸費	104,106,000	41,749,618	62,356,382	40.1
09	基金積立金	2,000	0	2,000	0.0
	01 基金積立金	2,000	0	2,000	0.0
	01 基金積立金	2,000	0	2,000	0.0
10	公債費	500,000	0	500,000	0.0
	01 公債費	500,000	0	500,000	0.0
	01 利子	500,000	0	500,000	0.0
11	諸支出金	20,870,000	0	20,870,000	0.0
	01 償還金及び還付金	20,870,000	0	20,870,000	0.0
	01 一般被保険者償還金及び還付金	16,692,000	0	16,692,000	0.0
	02 退職被保険者等償還金及び還付金	1,000	0	1,000	0.0
	03 高額療養費特別支給金	2,703,000	0	2,703,000	0.0
	04 特定検診・特定保健指導償還金及び還付金	1,474,000	0	1,474,000	0.0
12	予備費	3,000,000	0	3,000,000	0.0
	01 予備費	3,000,000	0	3,000,000	0.0
	01 予備費	3,000,000	0	3,000,000	0.0
	合 計	8,115,678,000	4,330,422,184	3,785,255,816	53.4

<老人保健医療特別会計>

歳入

(単位:円及び%)

科 目	予算現額	調定済額	収入済額	収入未済額	収入率
款 項 目					
01 支払基金交付金	14,069,000	418,688	418,688	0	100.0
01 支払基金交付金	14,069,000	418,688	418,688	0	100.0
01 医療費交付金	13,001,000	340,000	340,000	0	100.0
02 審査支払手数料交付金	1,068,000	78,688	78,688	0	100.0
02 国庫支出金	5,001,000	0	0	0	****
01 国庫負担金	5,001,000	0	0	0	****
01 医療費負担金	5,001,000	0	0	0	****
03 都支出金	1,251,000	0	0	0	****
01 都負担金	1,251,000	0	0	0	****
01 民生費都負担金	1,251,000	0	0	0	****
04 繰入金	1,250,000	0	0	0	****
01 一般会計繰入金	1,250,000	0	0	0	****
01 一般会計繰入金	1,250,000	0	0	0	****
05 繰越金	256,569,000	256,568,878	256,568,878	0	100.0
01 繰越金	256,569,000	256,568,878	256,568,878	0	100.0
01 繰越金	256,569,000	256,568,878	256,568,878	0	100.0
06 諸収入	6,000	1,747,727	1,726,505	21,222	98.8
01 延滞金及び加算金	2,000	0	0	0	****
01 延滞金	1,000	0	0	0	****
02 加算金	1,000	0	0	0	****
02 市預金利子	1,000	33,208	33,208	0	100.0
01 市預金利子	1,000	33,208	33,208	0	100.0
03 雑入	3,000	1,714,519	1,693,297	21,222	98.8
01 第三者納付金	1,000	0	0	0	****
02 返納金	1,000	1,714,519	1,693,297	21,222	98.8
03 雑入	1,000	0	0	0	****
合 計	278,146,000	258,735,293	258,714,071	21,222	100.0

歳出

(単位:円及び%)

科 目	予算現額	執行済額	予算残額	執行率
款 項 目				
01 医療諸費	21,489,000	1,605,807	19,883,193	7.5
01 医療諸費	21,489,000	1,605,807	19,883,193	7.5
01 医療給付費	15,000,000	818,733	14,181,267	5.5
02 医療費支給費	5,500,000	782,314	4,717,686	14.2
03 審査支払手数料	989,000	4,760	984,240	0.5
02 諸支出金	256,648,000	240,580,120	16,067,880	93.7
01 償還金及び還付金	245,673,000	240,580,120	5,092,880	97.9
01 償還金及び還付金	245,673,000	240,580,120	5,092,880	97.9
02 繰出金	10,975,000	0	10,975,000	0.0
01 一般会計繰出金	10,975,000	0	10,975,000	0.0
03 予備費	9,000	0	9,000	0.0
01 予備費	9,000	0	9,000	0.0
01 予備費	9,000	0	9,000	0.0
合 計	278,146,000	242,185,927	35,960,073	87.1

<後期高齢者医療特別会計>

歳入

(単位:円及び%)

科 目	予算現額	調定済額	収入済額	収入未済額	収入率
款 項 目					
01 後期高齢者医療保険料	679,080,000	663,841,900	417,910,200	245,931,700	63.0
01 後期高齢者医療保険料	679,080,000	663,841,900	417,910,200	245,931,700	63.0
01 特別徴収保険料	404,725,000	373,913,100	239,105,950	134,807,150	63.9
02 普通徴収保険料	274,355,000	289,928,800	178,804,250	111,124,550	61.7
02 使用料及び手数料	1,000	0	0	0	****
01 手数料	1,000	0	0	0	****
01 証明手数料	1,000	0	0	0	****
03 繰入金	620,741,000	310,370,000	310,370,000	0	100.0
01 他会計繰入金	620,741,000	310,370,000	310,370,000	0	100.0
01 一般会計繰入金	620,741,000	310,370,000	310,370,000	0	100.0
04 繰越金	22,489,000	22,488,857	22,488,857	0	100.0
01 繰越金	22,489,000	22,488,857	22,488,857	0	100.0
01 繰越金	22,489,000	22,488,857	22,488,857	0	100.0
05 諸収入	18,034,000	15,745,516	15,745,516	0	100.0
01 延滞金、加算及び過料	1,000	0	0	0	****
01 延滞金	1,000	0	0	0	****
02 償還金及び還付加算金	1,550,000	0	0	0	****
01 保険料還付金	1,500,000	0	0	0	****
02 還付加算金	50,000	0	0	0	****
03 預金利子	1,000	7,166	7,166	0	100.0
01 預金利子	1,000	7,166	7,166	0	100.0
04 受託事業収入	7,613,000	6,871,200	6,871,200	0	100.0
01 受託事業収入	7,613,000	6,871,200	6,871,200	0	100.0
05 雑入	8,869,000	8,867,150	8,867,150	0	100.0
01 雑入	8,869,000	8,867,150	8,867,150	0	100.0
06 国庫支出金	0	0	0	0	****
01 国庫補助金	0	0	0	0	****
01 国庫補助金	0	0	0	0	****
07 広域連合支出金	342,000	0	0	0	****
01 広域連合補助金	342,000	0	0	0	****
01 広域連合補助金	342,000	0	0	0	****
合 計	1,340,687,000	1,012,446,273	766,514,573	245,931,700	75.7

歳出

(単位:円及び%)

科 目	予算現額	執行済額	予算残額	執行率
款 項 目				
01 総務費	45,750,000	26,515,724	19,234,276	58.0
01 総務管理費	44,589,000	25,987,867	18,601,133	58.3
01 一般管理費	44,589,000	25,987,867	18,601,133	58.3
02 徴収費	1,161,000	527,857	633,143	45.5
01 徴収費	1,146,000	524,057	621,943	45.7
02 滞納処分費	15,000	3,800	11,200	25.3
02 広域連合納付金	1,238,088,000	660,928,866	577,159,134	53.4
01 広域連合納付金	1,238,088,000	660,928,866	577,159,134	53.4
01 広域連合分賦金	1,238,088,000	660,928,866	577,159,134	53.4
03 保健事業費	30,839,000	18,994,010	11,844,990	61.6
01 保健事業費	30,839,000	18,994,010	11,844,990	61.6
01 健康診査費	30,839,000	18,994,010	11,844,990	61.6

科 目		予算現額	執行済額	予算残額	執行率
款	項 目				
04	諸支出金	25,010,000	1,109,550	23,900,450	4.4
	01 償還金及び還付加算金	1,550,000	1,109,550	440,450	71.6
	01 保険料還付金	1,500,000	1,109,550	390,450	74.0
	02 還付加算金	50,000	0	50,000	0.0
	02 繰出金	23,460,000	0	23,460,000	0.0
	01 一般会計繰出金	23,460,000	0	23,460,000	0.0
05	予備費	1,000,000	0	1,000,000	0.0
	01 予備費	1,000,000	0	1,000,000	0.0
	01 予備費	1,000,000	0	1,000,000	0.0
合 計		1,340,687,000	707,548,150	633,138,850	52.8

<介護保険特別会計>

歳入

(単位:円及び%)

科 目		予算現額	調定済額	収入済額	収入未済額	収入率
款	項 目					
10	諸収入	2,174,000	1,262,000	1,262,000	0	100.0
	03 雑入	2,174,000	1,262,000	1,262,000	0	100.0
	02 雑入	2,174,000	1,262,000	1,262,000	0	100.0
合 計		2,174,000	1,262,000	1,262,000	0	100.0

歳出

(単位:円及び%)

科 目		予算現額	執行済額	予算残額	執行率
款	項 目				
03	地域支援事業費	8,815,000	4,954,172	3,860,828	56.2
	01 地域支援事業費	8,815,000	4,954,172	3,860,828	56.2
	01 介護予防事業費	8,815,000	4,954,172	3,860,828	56.2
合 計		8,815,000	4,954,172	3,860,828	56.2

2 財政援助団体監査

(写)

狛 監 委 発 第 100112 号

平成 21 年 12 月 25 日

狛 江 市 長 矢 野 裕 様

狛 江 市 議 会 議 長 道 下 勇 様

狛 江 市 監 査 委 員 栗 山 輝 夫

同 白 井 明

平成 21 年度財政援助団体監査の結果について（報告）

地方自治法第 199 条第 7 項の規定により、財政援助団体監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を別紙のとおり報告します。

なお、この監査結果に基づき、又はこの監査結果を参考として措置を講じたときは、同条第 12 項の規定により報告願います。

平成 21 年度

財政援助団体監査報告書

社会福祉法人 桜友会 狛江子どもの家

児童青少年部 児童青少年課

狛江市監査委員

平成 21 年度財政援助団体監査結果報告書

第 1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 7 項の規定による監査

第 2 監査の対象

団 体 社会福祉法人 桜友会 狛江子どもの家
所 管 課 児童青少年部 児童青少年課

第 3 監査の範囲

平成 20 年度及び平成 21 年 4 月 1 日から平成 21 年 8 月 31 日までの事務事業の執行状況

第 4 監査の主眼及び方法

財政援助団体及び所管課における補助対象事業に係る出納その他の事務の執行について、次の事項を主眼とし、提出資料、関係帳票類の確認並びに関係職員からの説明を聴取して監査を実施した。

1 所管課

- (1) 補助金の目的、基準は規則等により明確に定められているか。
- (2) 補助金の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か。
- (3) 補助金の額の算定、交付手続及び交付時期等は適正か。
- (4) 補助金の効果、執行状況については実績報告書でなされているか、また、その審査は適正か。
- (5) 補助金の交付団体への指導監督は適切に行われているか。

2 財政援助団体

- (1) 補助事業は、目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか。
- (2) 補助金に係る収支の会計処理は適正に行われているか。
- (3) 補助金に係る出納関係帳票の整理、記帳は適正に行われているか、また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適正か。
- (4) 実績報告書と決算に係る計算書類の金額等は符合しているか。

第 5 監査の期間

平成 21 年 10 月 1 日から平成 21 年 12 月 25 日

[監査の実施日 : 平成 21 年 10 月 29 日]

第6 団体の概要

- 1 名 称 社会福祉法人 桜友会 狛江子どもの家
- 2 設 立 昭和 61 年 4 月
- 3 所 在 地 狛江市和泉本町一丁目 36 番 4 号
- 4 目 的

多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的とする。

5 事業内容

- (ア) 社会福祉法第 2 条の規定による第二種社会福祉事業
保育所の経営

6 役 員

- (ア) 理 事 6 人
(イ) 監 事 2 人

7 職員配置

園 長 1 名、副園長 1 名、主任栄養士 1 名、主任保育士 1 名、
副主任保育士 2 名、保育士 8 名、 看護師 1 名、調理員 2 名、
嘱託医師 1 名、嘱託歯科医師 1 名

8 児童定員 45 名

9 市との関係

市は、児童の健全な発育に資することを目的として、狛江子どもの家
に対し、保育所運営に要する経費及び在籍児童の処遇改善と保育所の運
営の充実を図るために要する経費の補助を行う。

10 補助金の状況

補助金の交付状況は以下のとおりである

平成 20 年度

(単位:円)

対 象 事 業 名	対 象 事 業 費	平成 20 年度交付確定額
国 運 営 費	72,303,930	72,303,930
旧 都 基 準	36,586,100	36,586,100
市 費 運 営 費	4,837,620	4,837,620
計	113,727,650	113,727,650

交付申請年月日 平成 20 年 4 月 1 日、交付確定年月日 平成 21 年 4 月 30 日

平成 21 年度

(単位:円)

対 象 事 業 名	対 象 事 業 費	平成 21 年度交付決定額
国 運 営 費	72,196,860	72,196,860
旧 都 基 準	43,696,480	43,696,480
市 費 運 営 費	4,875,260	4,875,260
計	120,768,600	120,768,600

交付申請年月日 平成 21 年 4 月 6 日、交付決定年月日 平成 21 年 4 月 8 日

平成 20・21 年度国運営費・旧都基準・市費運営費支出状況

(単位:円)

	平成 20 年度		平成 21 年度	
	支出日	金 額	支出日	金 額
4 月分	平成 20 年 4 月 18 日	9,331,780	平成 21 年 4 月 20 日	9,388,530
5 月分	平成 20 年 5 月 19 日	9,331,780	平成 21 年 5 月 20 日	9,388,530
6 月分	平成 20 年 6 月 19 日	9,571,920	平成 21 年 6 月 19 日	9,844,630
7 月分	平成 20 年 7 月 18 日	9,096,780	平成 21 年 7 月 17 日	9,388,530
8 月分	平成 20 年 8 月 19 日	9,374,470	平成 21 年 8 月 25 日	9,388,530
9 月分	平成 20 年 9 月 19 日	9,388,530		
10 月分	平成 20 年 10 月 17 日	9,397,460		
11 月分	平成 20 年 11 月 18 日	9,407,460		
12 月分	平成 20 年 12 月 18 日	9,878,940		
1 月分	平成 21 年 1 月 19 日	9,407,460		
2 月分	平成 21 年 2 月 19 日	9,407,460		
3 月分	平成 21 年 3 月 19 日	9,407,460		
入所児童処遇 特別加算費(国運営費)	平成 21 年 4 月 17 日	726,150		
合 計	—	113,727,650	—	47,398,750

第7 監査の結果

社会福祉法人 桜友会 狛江子どもの家及び児童青少年部児童青少年課において、補助対象事業に係る出納その他の事務の執行について、提出資料、関係帳票類の確認並びに関係職員からの説明を聴取して監査を実施した。その結果を以下に述べる。

国の認可保育所である社会福祉法人 桜友会 狛江子どもの家は、昭和61年4月に開設され、「思いやりと感謝の気持ちを持ったやさしい子になろう」、「丈夫な身体をつくろう」を保育目標に掲げて保育に取り組んでいる。

保育内容としては、多様化する保育ニーズに応えるため、0歳児から3歳児を保育し、11時間開所を基本とした早朝、夕刻の保育を実施している。また、年度ごとに保健計画を立て、年間を通じて、身長・体重測定、嘱託医による定期健診、嘱託歯科医による歯科健診なども実施している。更に月に1回の避難訓練を順守している。

今後も狛江市の保育を必要とする保護者の期待に応えられるよう努め、ますます多様化する保育ニーズに対応できる保育所運営に当たられることを願うものである。

なお、社会福祉法人 桜友会 狛江子どもの家において、補助対象事業に係る出納その他の事務の執行については、適正に処理されているものと認められ、特に指摘する事項はない。

次に、児童青少年課において、補助対象事業に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正に処理されているものと認められるものの、改善が望まれる事項及び意見等は次のとおりである。

- (1) 「平成21年度民間保育所運営費支弁及び市費補助金交付申請書」において「旧都基準」の欄の「対象事業費」及び「補助金等交付申請額」の金額、「平成21年度民間保育所運営費支弁及び市費補助金交付決定について」において「旧都基準」の交付決定額が誤って記載されている例が見受けられた。補助金交付申請書の受理の際には、添付書類との照合・確認は必須であり、適切な事務処理を行うよう努めていただきたい。
- (2) 狛江市民間保育所運営費支弁及び市費補助金交付要綱第7条第2項で規定されている職員研修費において、補助金の交付の時期が1ヶ月遅れていた。要綱に則った適切な時期の交付を徹底していただきたい。

- (3) 狛江市民間保育所運営費支弁及び市費補助金交付要綱第7条第1項で規定されている請求において、請求書の「国運営費」と「市費運営費」及び「地域区分」の欄の名称が誤って記載されている例が見受けられた。所定の様式の整備に努めていただきたい。
- (4) 市単独補助経費の「障がい児加算(その他の障がい児)」の交付において、障がい児加算としての適用が不規則である場合については、適用した理由を明確にした適正な交付事務を行うよう努めていただきたい。
- (5) 「平成20年度民間保育所運営費支弁及び市費補助金交付決定について」において、「国運営費」と「旧都基準」及び「市費運営費」の交付決定額を決定したが、その後の「平成20年度事業実績報告書」において、「国運営費」と「旧都基準」及び「市費運営費」の交付決定額が変更となった。このような場合には、補助金確定通知書の交付が必要である。補助金等交付規則等に則り、適切な事務処理を行うよう努めていただきたい。

最後に、狛江子どもの家において、現在、特別に配慮した対応を必要とする児童を保育しているが、来年3月には当該児童は卒園となる。今後、市立保育園に入所するのかどうかを、狛江子どもの家若しくは保護者に確認をするなどし、市立保育園に入園するのであれば、平成22年度予算を踏まえ当該児童のための施設改善、職員の対応などの予算措置が必要と思われる。なお、市立保育園に入園する場合には、当該児童への対処の仕方などを、狛江子どもの家の栄養士・調理員等から引継ぐ必要もあり、早急にその対応をお願いしたい。

3 工 事 監 査

(写)

狛 監 委 発 第 100130 号

平 成 2 2 年 3 月 1 2 日

狛江市長	矢 野 裕 様
狛江市議会議長	道 下 勇 様
狛江市教育委員会教育長	木 村 忍 様

狛江市監査委員 栗山 輝夫

同 白井 明

平成 21 年度工事監査の結果について (報告)

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 5 項の規定により、工事監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を別紙のとおり報告します。

なお、この監査結果に基づき、又はこの監査結果を参考として措置を講じたときは、同条第 12 項の規定により報告願います。

平成 21 年度 工事監査報告書

狛江第三小学校屋内運動場耐震補強及び
特別活動室等整備工事

総務部管財課（工事担当課）

総務部総務課（契約担当課）

教育部学校教育課（施設担当課）

狛江市監査委員

平成 21 年度工事監査報告書

第 1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 5 項の規定による監査

第 2 監査の対象

1 工 事 件 名

狛江第三小学校屋内運動場耐震補強及び特別活動室等整備工事

2 工事の概要等

- (1) 工事場所 狛江市猪方一丁目 11 番 1 号
(2) 発注者 狛江市長 矢野 裕
(3) 所管課 総務部管財課 (工事担当課)
総務部総務課 (契約担当課)
教育部学校教育課 (施設担当課)

(4) 工事概要

特別活動室：新設施設

鉄筋コンクリート造 2 階建 延床面積 303.25 m²

渡り廊下：新設施設

鉄骨造平屋建 延床面積 32.44 m²

体育倉庫：新設施設

コンクリートブロック造平屋建 延床面積 69.82 m²

屋内運動場：既存施設

- ①鉄骨ブレース新設(8箇所) ②内部塗装工事
③アスベスト成形板撤去工事 ④建具改修工事
⑤外壁角波サイディング工事 ⑥屋根断熱塗装工事

校舎棟：既存施設

ランチルーム空調改修工事

- (5) 請負業者 建築工事 (株) 浅沼組多摩営業所
電気設備工事 川合電気設備 (株)
機械設備工事 東京ガスライフバル西大田 (株)
昇降機設備工事 東芝エレベータ (株) 西東京支店
- (6) 請負金額 建築工事 変更前 106,365,000 円
変更後 107,384,550 円
電気設備工事 17,220,000 円
機械設備工事 31,447,500 円
昇降機設備工事 変更前 6,877,500 円
変更後 7,849,800 円

(7) 契約年月日

建築工事、電気設備工事、機械設備工事

平成 21 年 6 月 18 日

昇降機設備工事

平成 21 年 6 月 22 日

(8) 変更承諾年月日

建築工事

平成 21 年 10 月 20 日

昇降機設備工事

平成 21 年 10 月 7 日

(9) 工 期

建築工事、電気設備工事、機械設備工事

平成 21 年 6 月 19 日から平成 22 年 2 月 15 日

昇降機設備工事

平成 21 年 6 月 23 日から平成 22 年 2 月 15 日

第 3 監査の範囲

工事に係る契約事務、計画、設計、積算及び施工

第 4 監査の期間

平成 21 年 11 月 11 日から平成 22 年 3 月 12 日

第 5 実地監査日

平成 21 年 12 月 22 日

第 6 監査の場所

監査委員事務局及び工事現場

第 7 監査の主眼及び方法

当該工事に係る契約事務、計画、設計、積算及び施工が関係法令等に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、所管課から契約関係書類及び設計図書等の関係書類の提出を求め、関係職員等から説明を聴取するとともに、工事現場を実査することにより監査を実施した。

なお、今回の監査については、「社団法人 日本技術士会」の協力を得て実施した。

第 8 監査の結果

当該工事に係る契約事務、計画、設計、積算及び施工は関係法令等に準拠し、執行されているものと認められるものの、一部において改善、検討が望まれる事項及び意見等は下記のとおりである。

耐震補強された屋内運動場は、昭和47年3月に建設され、既に40年弱を経過していたが、平面形、立面形がいずれもほぼ整形でかつ大きな偏心がない建物であったことから、改築でなく補強改修工事を選択されたことは適切な判断であった。また、補強箇所も桁方向（南北方向）軸組に8箇所のブレースの付け替えのみで耐震性が大きく改善され、非常に経済的な改修工事であったと思われる。

また、特別活動室その他新築工事においても、建物仕上仕様と建設コストのバランスからみて、大変調和のとれた建物に納まっていると判断される。

一方、工期的な遅れが見受けられたので、竣工日までの工事監理、施工管理、安全管理に無理が生じないように十分な配慮が必要である。また、今回の工事の遅れの原因を正確に分析し、今後の対策に反映させることが肝要である。

1 設計について

屋内運動場の主たる改修設計は、鉄骨ブレースによる耐震補強設計で、社団法人「文教施設協会」で厳正な審査を受けたものとなっている。

特別活動室は、バリアフリー、だれでもトイレ、スロープの設置、エレベータの設置、更に森林再生に向けて間伐材の活用に取り組み小菅村産材のヒノキを腰壁に使用するなど、児童に優しい設計になっている。

また、耐震構造的には、柱、梁ともに階数の割には大きめの断面になっているが、その安定さを示す指標として「構造計算概要書」の中で、具体的数値を各階、各方向で表示するのが望ましい。

なお、建築工事図面の内部仕上表において、1・2階多目的スペース及び1階ワークスペースの床仕上げが一部床暖房と表記されている誤記が見受けられた。関連設備工事の図面との整合性を確認するなど、チェック体制等により適正な事務処理に努めていただきたい。

2 契約について

契約においては、実施設計委託において、耐震評定を取得するための業務スケジュールに支障をきたし耐震補強工法を確定することができないため、履行期日を約1ヶ月程延長された。また、工事監理業務委託においても、プール改修工事の追加及び特別活動室昇降機械設備工事の一部変更に伴う監理業務委託の変更のために、それぞれにおいて契約変更の承諾書が交わされている。

第三者機関の審査や評定取得が設計過程において、不可欠として避けられない場合は、かなり早目の準備、対応が必要であることを、これを機会に十分に認識していただきたい。

3 施工について

工事工程表からみると、全体工事が遅れていた。工程を管理することは、請

負者の義務であるが、請負者のみその責を問えるものではなく、工事監理する発注者側においても十分な配慮が必要であると思われる。

また、現場記録写真の整理も悪く、全体工程の中で終了間近い現場であれば、工事種別ごとに写真の工事説明メモが記入されて、整理されているのが普通である。工事監理業務委託の業務内容を再度精査し、やるべき作業や、残しておくべき監理記録書類の作成など再確認が必要である。

4 住民監査請求

(写)

狛監委発第100055号

平成21年7月8日

監査請求人

様

狛江市監査委員 栗山輝夫

狛江市監査委員 白井 明

狛江市職員措置請求に係る監査結果について(通知)

【狛江市コミュニティ活動活性化交付金の支出】

平成21年6月1日付けで提出のあった標記の請求について、地方自治法第242条第4項の規定に基づき、監査結果を別紙のとおり通知します。

第1 監査の請求

1 請求人

2 請求書の提出

平成21年6月1日

3 請求の要旨

(1) 主張事実

対象となる違法行為（不当行為）

- ① 多摩川住宅イ号棟自治会からの「狛江市コミュニティ活動活性化交付金」の、狛江市への申請世帯数と狛江市からの交付金受給数が、当自治会総会時に会員に配布された資料及び総会当日の説明また狛江市へのその報告数との間に余りの差異があり、しかも長年にわたっている。これは「狛江市コミュニティ活動活性化交付金交付要綱」（改正平成19年3月要綱第42号）第9条（1）項「偽りの申請又は不正の手段により交付金の交付を受けた場合」に該当する。[【1】（2）③、★2～★7、④参照]（「多摩川住宅イ号棟自治会会則」第14条（2）項により総会議案書は10日前に配布される。その資料は平成16年度は「一般会計報告」：平成17年度から20年度までは「収支決算報告」等である。）
- ② ①の「収支決算報告」等の「等」は平成19年度の収支決算報告（平成20年度総会時）の中に添付された、「平成19年度助成金収入の内訳」であり、他の費目の助成金とともに、「◎コミュニティ活動活性化交付金33,400円」も示されている。そして“(町会・自治会に対して、会の事務経費・市政協力、回覧に要する経費及び、会員相互扶助等の経費＝平成3年から施行)”と説明書きがついている。ここでの交付金額33,400円は、それへの総会当日の 会長の説明、「交付金は一世帯50円」から逆算すると668世帯分の受給。更に会員からの質問に対し、 会長は『668世帯分の根拠はない』と答えている。この“668世帯分”は、平成19年度の実際の会員数、“506世帯分”とも違い、イ号棟全戸数＝全世帯数の“786戸（世帯）”とも違う。“668－506＝162”の世帯数の差異がある。偽りの申請であり、不正受給である。（なお“会員”の資格は「会則」や「自治会へのお誘い」も関係する。）
- ③ 「狛江市コミュニティ活動活性化交付金」の交付状況
 - ★ 1 平成15年度以前
補助金関係書類（資料）の保存期間が5年間ということもあり、それ以前には遡及しないが、申請世帯数（申請額）の水増しが続いていたと思われる。

★ 2 平成 16 年度

	申請書・報告書	とき	世帯数	交付額（円）	要綱等
A	自治会からの16年度申請書	16.5.11	691	34,550	狛江市コミュニティ活動活性化交付金交付要綱第6条、7条
B	市から交付決定通知書	16.6.09	691	34,550	
C	自治会総会時平成16年度一般会計報告	17.4.17	503 (会費収入欄)	不記入 [25,150 相当]	多摩川住宅イ号棟 自治会会則第12条
D	狛江市への実績報告書		*不存在 *市から自治会に提出を 求めている		狛江市補助金等交付規則第13条
E	同上添付資料				
F	自治会からの17年度申請書添付資料 平成16年度一般会計報告4/17録	17.6.24	665 (会費収入欄)	不記入 [33,250 相当]	狛江市コミュニティ活動活性化交付金交付要綱第6条
I	市へのものと自治会員へのものと差 A-C		188	9,400	

(注) [] 内の数字は書類上は出て来ない。世帯数に50円を乗じたもの等推定数。

以下、平成17年度、平成18年度、平成19年度、平成20年度も同じ。

★ 3 平成 17 年度

	申請書・報告書	とき	世帯数	交付額（円）	要綱等
A	自治会からの17年度申請書	17.6.24	664	33,200	狛江市コミュニティ活動活性化交付金交付要綱第6条、7条
B	市から交付決定通知書	17.6.30	664	33,200	
C	自治会総会時平成17年度収支決算報告	18.4.16	494 (会費収入欄)	不記入 [24,700 相当]	多摩川住宅イ号棟 自治会会則第12条
D	狛江市への実績報告書		*不存在 *市から自治会に提出を 求めている		狛江市補助金等交付規則第13条
E	同上添付資料				
F	自治会からの18年度申請書添付資料 平成17年度収支決算報告4/16録	18.6.07	650 (会費収入欄)	不記入 [32,500 相当]	狛江市コミュニティ活動活性化交付金交付要綱第6条
II	市へのものと自治会員へのものと差 A-C		170	8,500	

★ 4 平成 18 年度

	申請書・報告書	とき	世帯数	交付額 (円)	要綱等
A	自治会からの 18 年度申請書	18. 6. 07	6 6 9	3 3, 4 5 0	狛江市コミュニティ活動活性化交付金交付要綱第 6 条、7 条
B	市からの交付決定通知書	18. 7. 12	6 6 9	3 3, 4 5 0	
C	自治会総会時平成 18 年度収支決算報告	19. 4. 22	5 1 7 (会費収入欄)	不記入 [25, 850 相当]	多摩川住宅イ号棟 自治会会則第 12 条
D	狛江市への実績報告書	19. 5. 31	[6 6 9]	3 3, 4 5 0	狛江市補助金等 交付規則第 13 条
E	同上添付資料 41 定期総会 4/22 録	19. 5. 31	6 5 0	[32, 500 相当]	
F	自治会からの 19 年度申請書添付資料 平成 18 年度収支決算報告		情報公開請求せず		狛江市コミュニティ活動活性化交付金交付要綱第 6 条
Ⅲ	市へのものと自治会員へのものとの差	A - C	1 5 2	7, 6 0 0	

★ 5 平成 19 年度

	申請書・報告書	とき	世帯数	交付額 (円)	要綱等
A	自治会からの 19 年度申請書	19. 6. 29	6 6 8	3 3, 4 0 0	狛江市コミュニティ活動活性化交付金交付要綱第 6 条、7 条
B	市から交付決定通知書	19. 7. 19	6 6 8	3 3, 4 0 0	
C	自治会総会時平成 19 年度収支決算報告	20. 4. 20	5 0 6 (会費収入欄)	不記入 [25, 300 相当]	多摩川住宅イ号棟 自治会会則第 12 条
D	狛江市への実績報告書	20. 5. 30	[6 6 8]	3 3, 4 0 0	狛江市補助金等 交付規則第 13 条
E	同上添付資料 42 定期総会 4/20 録	20. 5. 30	5 0 6	[25, 300 相当]	
F	自治会からの 20 年度申請書添付資料 平成 19 年度収支決算報告		情報公開請求せず		狛江市コミュニティ活動活性化交付金交付要綱第 6 条
Ⅳ	市へのものと自治会員へのものとの差	A - C	1 6 2	8, 1 0 0	

★ 6 平成 20 年度

	申請書・報告書	とき	世帯数	交付額（円）	要綱等
A	自治会からの 20 年度申請書	20. 6. 30	6 1 9	3 0, 9 5 0	狛江市コミュニティ活動活性化交付金交付要綱第 6 条、7 条
B	市から交付決定通知書	20. 8. 07	6 1 9	3 0, 9 5 0	
C	自治会総会時平成 20 年度収支決算報告	21. 4. 19	4 9 8 (会費収入欄)	不記入 [24, 900 相当]	多摩川住宅イ号棟 自治会会則第 12 条
D	狛江市への実績報告書				狛江市補助金等 交付規則第 13 条
E	同上添付資料 42 定期総会 4/19 録				
F	自治会からの 21 年度申請書添付資料 平成 20 年度収支決算報告		情報公開請求せず		狛江市コミュニティ活動活性化交付金交付要綱第 6 条
V	市へのものと自治会員へのものとの差 A - C		1 2 1	6, 0 5 0	

★ 7 通算 5 年度（Ⅰ＋Ⅱ＋Ⅲ＋Ⅳ＋Ⅴ）

	平成 16 年度から 20 年度までの通算数	世帯数	交付額（円）	要綱等
A	自治会からの市への通算申請数	3, 3 1 1	1 6 5, 5 5 0	狛江市コミュニティ活動活性化交付金交付要綱第 6 条、7 条
B	市からの交付決定通算通知数	3, 3 1 1	1 6 5, 5 5 0	
C	自治会員への収支決算報告通算数	2, 5 1 8	1 2 5, 9 0 0	多摩川住宅イ号棟 自治会会則第 12 条
Ⅵ	市へのものと自治会員へのものとの差 A - C	7 9 3	3 9, 6 5 0	

④ 世帯数の時間的流れ：前年度末の総会決算時から新年度の申請時までで増えた世帯数（G）

		A	B	C	D	E	F	G
		申請時	決定時	総会時	実績報告書提出時	実績報告書添付時	申請時報告書添付時	申請時
★1平成 15年度	と き			16.4.18				
	世帯数			507				
★2平成 16年度	と き	16.5.11	16.6.09	17.4.17			17.6.24	16.5.11
	世帯数	691	691	503			665	691-507=184
★3平成 17年度	と き	17.6.24	17.6.30	18.4.16			18.6.07	17.6.24
	世帯数	664	664	494			650	664-503=161
★4平成 18年度	と き	18.6.07	18.7.12	19.4.22	19.5.31	19.5.31		18.6.07
	世帯数	669	669	517	[669]	650		669-494=175
★5平成 19年度	と き	19.6.29	19.7.19	20.4.20	20.5.30	20.5.30		19.6.29
	世帯数	668	668	506	[668]	506		668-517=151
★6平成 20年度	と き	20.6.30	20.8.07	21.4.19				20.6.30
	世帯数	619	619	498				619-506=113

（注） 当該年度での世帯数が出る総会時から次年度の申請時までのごく短期間なのに、その変動する世帯数がいずれも100以上も増加するのは偽りの申請故である。

（2）狛江市に対する損害

- ① 公金である助成金を長期にわたって搾取されたことである。密室の犯罪とも言える。金額の多い少ないではない。おそらく他の部門でも不正があるに違いない。
 - 詐欺罪 （刑法 第246条）
- ② だまされたことへの不信感容易に払拭できない。助成金が破壊金になっている。“まちづくり”で最も大切な信頼関係がそこなわれた損害は大きい。
 - 不法行為 （民法 第709条）
- ③ 収支均衡型を目指す狛江市にとって、その財政はますます厳しい状況になる。

（3）監査請求による措置

- ① 搾取された分及び違約金は速やかに返還させる。
 - 告発 （刑事訴訟法 第239条2項）
- ② 何故こういうことが起こったのか原因、責任、流れを含み真相を明らかにさせる。行政の都合で隠蔽させてはならない。
- ③ 「狛江市コミュニティ活動活性化交付金」を交付している他の町内、自治会等の実態を至急調査させる。
- ④ 他の補助金、委託料も不正が行われないように再考させる。

(4) 事実証明書

①「多摩川住宅イ号棟自治会会則」
②「平成19年度助成金収入の内訳」
③「自治会へのお誘い」
④「多摩川住宅イ号棟自治会・狛江市コミュニティ活動活性化交付金交付申請書」(平成16年度分)
⑤「多摩川住宅イ号棟自治会・狛江市コミュニティ活動活性化交付金交付決定通知書」(平成16年度分)
⑥「[会員への] 多摩川住宅イ号棟自治会総会時「平成16年度一般会計報告」
⑦「[狛江市への平成17年度申請時添付資料]多摩川住宅イ号棟自治会「平成16年度一般会計報告」
⑧「多摩川住宅イ号棟自治会・狛江市コミュニティ活動活性化交付金交付申請書」(平成17年度分)
⑨「多摩川住宅イ号棟自治会・狛江市コミュニティ活動活性化交付金交付決定通知書」(平成17年度分)
⑩「[会員への] 多摩川住宅イ号棟自治会総会時「平成17年度収支決算報告」
⑪「[狛江市への平成18年度申請時添付資料]多摩川住宅イ号棟自治会「平成17年度収支決算報告」
⑫「多摩川住宅イ号棟自治会・狛江市コミュニティ活動活性化交付金交付申請書」(平成18年度分)
⑬「多摩川住宅イ号棟自治会・狛江市コミュニティ活動活性化交付金交付決定通知書」(平成18年度分)
⑭「[会員への] 多摩川住宅イ号棟自治会総会時「平成18年度収支決算報告」
⑮「[狛江市への] 多摩川住宅イ号棟自治会「平成18年度実績報告書」
⑯「[狛江市への] 多摩川住宅イ号棟自治会「平成18年度実績報告書」添付資料(第41回定期総会資料)
⑰「多摩川住宅イ号棟自治会・狛江市コミュニティ活動活性化交付金交付申請書」(平成19年度分)
⑱「多摩川住宅イ号棟自治会・狛江市コミュニティ活動活性化交付金交付決定通知書」(平成19年度分)
⑲「[会員への] 多摩川住宅イ号棟自治会総会時「平成19年度収支決算報告」
⑳「[狛江市への] 多摩川住宅イ号棟自治会「平成19年度実績報告書」
㉑「[狛江市への] 多摩川住宅イ号棟自治会「平成19年度実績報告書」添付資料(第42回定期総会資料)
㉒「多摩川住宅イ号棟自治会・狛江市コミュニティ活動活性化交付金交付申請書」(平成20年度分)
㉓「多摩川住宅イ号棟自治会・狛江市コミュニティ活動活性化交付金交付決定通知書」(平成20年度分)
㉔「[会員への] 多摩川住宅イ号棟自治会総会時「平成20年度収支決算報告」
㉕「[会員への] 多摩川住宅イ号棟自治会総会時「平成15年度一般会計報告」

4 請求の要件審査

本件請求は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条所定の要件を具備しているものと認め、平成21年6月1日付でこれを受理した。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

市が平成20年度多摩川住宅イ号棟自治会に交付した狛江市コミュニティ活動活性化交付金は、請求人が主張するとおり適正に申請されておらず返還すべきか。

2 監査の期限

請求人が監査の対象としている交付金の支出のうち、平成16年度から平成19年度の支出については、法第242条第2項に規定する1年の請求期間を経過している。

地方自治法は、正当な理由がある場合を除いて請求期限を原則として違法若しくは不当な行為があった日から1年以内としている。この場合の「正当な理由」について、最高裁判所はその判決において、法第242条第2項但書にいう「正当な理由の有無は、特段の事情のない限り、当該普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて住民監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきである。」としている。

そこで、本件請求に正当な理由があるかどうかであるが、

① 請求人は、平成20年4月20日開催された第42回多摩川住宅イ号棟自治会定期総会に出席した際、平成19年度収支決算報告の会員数に疑義をもったことからであり、「住民が相当の注意力をもって調査しても、行為の存在及び内容を知ることができなかった場合」に該当する。

② 次に、当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から「相当な期間内」に、すなわち平成20年4月20日から概ね2・3か月以内に監査請求をしたかどうかであるが、この点において要件を満たしているとはいえない。

以上、①及び②の点から正当な理由を有しているとはいえない。

3 監査対象部課

市民生活部地域活性課を監査対象とし、本件請求の審査に必要な関係書類の提出をさせるとともに、平成21年6月9日及び同月18日に対象部課の関係職員に対して事情聴取を行った。

4 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定に基づき、平成21年6月10日に証拠の提出及び陳述の機会を設け、請求人3名の出席により陳述を行った。請求人は本件請求書と同様の趣旨の補足説明を加えた陳述をし、また新たな証拠が提出され、同資料をもとに補足説明を加えた陳述をした。

請求は請求書に基づいて行われる行為であって、請求の要旨の範囲を越えてなされた陳述は、これを採用することはできない。なお、追加資料については下記のとおり。

- ㊸ イ号棟自治会会計報告（総会資料・会員用）平成14・15年度、16年度、17年度、18年度、19年度、20年度
- ㊹ 狛江市コミュニティ活動活性化交付金要綱
- ㊺ 平成19年度助成金収入の内訳

第3 監査の結果

本件請求については、一部、請求人の主張に理由があると認める。

刑事告発等をすべきとする件については、監査委員の職務権限を超え、監査委員の職務にはなじまないため監査対象とはしない。

以下、事実関係の確認及び判断の理由を述べる。

1 事実関係の確認

- (1) 市が平成20年度に多摩川住宅イ号棟自治会（以下、この号においては「自治会」という。）に交付した交付金

狛江市コミュニティ活動活性化交付金（以下「交付金」という。）

〔根拠〕 狛江市コミュニティ活動活性化交付金交付要綱（平成3年要綱第33号・平成21年3月31日要綱第49号による改正前の要綱）（以下「市要綱」という。）

- (2) 交付金交付等の経過

項 目	年 月 日	根拠・金額・添付書類等
交付金交付申請書 （自治会→市）	平成20年6月30日	市要綱第6条 30,950円（会員世帯数619世帯） 添付書類 ①会員名簿又は会員数（世帯数）を明らかにできるもの 会員名簿は会員数確認後、返却 ②前年度活動報告書及び収支決算書 第42回定期総会資料 ③本年度活動報告書及び収支決算書 第42回定期総会資料
交付金交付決定通知書 （市→自治会）	平成20年8月7日	市要綱第7条 30,950円
交付金の支払い （市→自治会）	平成20年8月20日	市要綱第8条 30,950円 支出負担行為伺兼支出命令書
交付金実績報告書 （自治会→市）	平成21年5月29日	狛江市補助金等交付規則第13条 30,950円 添付書類 ①事業の成果 第43回定期総会議案書

2 判 断

- (1) 市が平成20年度多摩川住宅イ号棟自治会に対して、狛江市コミュニティ活動活性化交付金30,950円を交付した事実があるか。

平成20年度において、市は多摩川住宅イ号棟自治会に対し、前記第3の1の(2)交付金交付等の経過のとおり、交付金30,950円を交付した。

- (2) 市が平成20年度多摩川住宅イ号棟自治会に交付した狛江市コミュニティ活動活性化交付金は、請求人が主張するとおり適正に申請されておらず返還すべきか。

本件請求に係る平成20年度狛江市コミュニティ活動活性化交付金の交付については、市提出資料及び請求人が提出した証拠等に基づき、次のとおり確認した。

① 交付金の交付申請書について

- (ア) 市要綱第6条に規定する「交付金の交付を受けようとする町会等は、次の各号に掲げる書類を添えて、申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。」としている。

多摩川住宅イ号棟自治会からの平成20年度狛江市コミュニティ活動活性化交付金交付申請書は、申請書に記載してある添付書類（① 会員名簿又は、会員数（世帯数）の明らかにできるもの、② 前年度活動報告書及び収支決算書、③ 本年度活動報告書及び収支予算書）とともに、平成20年6月30日に申請されている。

- (イ) 添付書類の「① 会員名簿又は、会員数（世帯数）の明らかにできるもの」であるが、平成20年6月30日に市民生活部地域活性課窓口において担当職員が多摩川住宅イ号棟自治会から平成20年度狛江市コミュニティ活動活性化交付金交付申請書の提出を受けた際、交付申請書中の会員世帯数（4月1日現在）の619世帯を、多摩川住宅イ号棟自治会から提出された会員名簿で確認している。

この確認については、申請書に記載された会員世帯数と添付書類として提出された会員名簿の会員数と一致したというだけで受理をせず、さらに、添付書類として提出された会員名簿の会員数の内容についても確認すべきであったと解する。また、この会員名簿であるが、個人情報の関係で交付申請時に市民生活部地域活性課窓口において担当職員が会員世帯数を確認後、多摩川住宅イ号棟自治会に返却したということであるが、個人情報の関係もあろうが交付金の財源が市民の税金によってまかなわれていることを踏まえ、添付書類の一部であるその写しを添付することが適切である。

- (ウ) 添付書類の「③ 本年度活動報告書及び収支予算書」であるが、第42回定期総会資料の総会議事次第には第4号議案 平成20年度 活動方針(案)とあり、本文中の第4号議案には平成19年度活動方針(案)と記載してある。この点は審査の際に確認の上、添付書類を訂正しておく必要が認められる。

② 交付金の交付決定通知書について

市要綱第7条に規定する「市長は、前条の申請に基づき、活動状況等を審査し、交付が適当と認めた場合は、交付金額を決定し、町会等に交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。」としている。

「活動状況等を審査し」とあるが、添付書類の「② 前年度活動報告書及び収支決算書」において、この収支決算書として第42回定期総会資料が提出されており、平成19年度収支決算報告中の収入欄に会費収入として、内訳に「会費@2,000（但し途中入退会世帯を含む 506世帯）」と記載されている。

会員名簿による会員世帯数（4月1日現在）の619世帯と平成20年4月20日開催の定期総会に提出された平成19年度収支決算報告の会員世帯数506世帯（3月31日）であり、113世帯の差異があることを確認できなかったことは、添付書類の「② 前年度活動報告書及び収支決算書」が申請内容の審査にどのように活かされたのか疑問である。

③ 交付金の実績報告書について

狛江市補助金等交付規則第13条に規定する「補助事業者等は、補助事業等が完了したとき又は補助金等の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、2か月以内に、その成果、収支計算書その他必要と認める事項を記載した報告書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。」としている。

実績報告書中に広報組織費に充てたとして記載があり、「1 事業の成果」として第43回定期総会資料が提出されており、支出の部の事務局部費の広報組織費45,626円の内訳に「「イ号棟の声」発行12回・名簿作成関連費（パソコンインク他）」と記載されている。交付金額が事務局部費の広報組織費を下回っていることから、交付金の30,950円の全額は事務局部費の広報組織費に充てられ支出されたもので、交付金そのものは交付目的に沿って適正に使われたものと解される。

次に、平成20年度狛江市コミュニティ活動活性化交付金の交付事務について確認したことから、次の判断をする。

① 平成20年度狛江市コミュニティ活動活性化交付金に係る交付申請について

今回、住民監査請求に基づき、監査を実施したところ、平成20年度、多摩川住宅イ号棟自治会が狛江市コミュニティ活動活性化交付金交付申請として申請した金額は、「(2) ②交付金の交付決定通知書について」の資料を確認した結果、平成20年度交付申請書の会員世帯数（4月1日現在）619世帯の申請額30,950円は、平成19年度収支決算報告の会員世帯数506世帯で25,300円と判断する。これは、多摩川住宅イ号棟自治会会則第5条に規定する「多摩川住宅イ号棟の居住者で会費を納めるものを会員とする。」及び第6条に規定する「自治会に加入するときは会費をそえて会長に申し込むものとする。」としていることから、会員は会費を納めてその資格を有するものと判断する。よって、偽りの申請による不当支出と認めた支出相当額は5,650円と認められた。

狛江市コミュニティ活動活性化交付金に関する交付申請書の会員世帯数の確認方法については、多摩川住宅イ号棟自治会から提出された会員名簿だけでなく、添付書類の「第42回定期総会資料に提出された平成19年度収支決算報告」の確認も行うべきであった。市は補助金交付決定にあたって、交付金適正化を図るという観点に立ち、確実に行うための方法を確立する必要がある。

② 平成20年度狛江市コミュニティ活動活性化交付金の交付決定の取扱いについて

市要綱第9条に規定する「市長は、交付金を決定された町会等が、つぎの各号の一に該当すると認めたときは、交付の取消、又は、既に交付した交付金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。（1）偽りの申請又は不正の手段により交付金の交付を受けた場合（2）交付金を使用しなかった場合（3）この要綱に違反したとき」としている。

請求人は、多摩川住宅イ号棟自治会は、交付金の交付申請について偽りの申請であり、不正受給であったと主張している。多摩川住宅イ号棟自治会の定期総会で承認を得た平成19年度収支決算報告の会員世帯数と、市に申請された交付金申請書の会員世帯数は、前述したとおり明らかに異なっており、適正なものとはいえない。

しかし、交付金を他に流用したり、私したりした事績もなく、自治会等の運営に必要な事務等に要する経費に充てられており、自治会の組織化、育成及びコミュニティ活動の活性化を図っていることは認められる。よって、多摩川住宅イ号棟自治会に対する平成20年度狛江市コミュニティ活動活性化交付金について、交付決定を取消す理由はない。

③ 市に損害が生じているか

市は、平成21年6月25日に、平成20年8月7日付けの平成20年度狛江市コミュニティ活動活性化交付金決定通知の交付金交付決定額30,950円のうち、偽りの申請による不当支出と認めた支出相当額5,650円について多摩川住宅イ号棟自治会に返還請求をした。これに伴い多摩川住宅イ号棟自治会から平成21年6月26日、市に偽りの申請による不当支出と認めた支出相当額5,650円及び違約加算金が返還された事実を確認したので、市に損害は生じていないことが認められた。

結 論

市が多摩川住宅イ号棟自治会に対して交付した交付金のうち、当監査委員が不当と認めた支出相当額は、既に市に返還されたので、市に損害は生じていないことから、請求人の主張には理由がない。

意 見

今回、狛江市コミュニティ活動活性化交付金をめぐり、監査請求が行われた。

市は、交付金の財源が市民の税金によってまかなわれていることを踏まえ、交付金の交付事務について定められた要綱等に基づき適正に執行し、万が一にも交付金が偽りの申請により受給されないようにしなければならない。

今回の事情聴取等の結果、従前の考え方のままで、同じ手続きをそのまま踏襲してきていると思わざるを得ない面も見受けられた。交付金の申請時の確認、交付決定・実績報告の審査等、交付金交付の適正化を図るという観点に立ち、確実に行うための事務方法を、市は改めて確立する必要がある。

また、多摩川住宅イ号棟自治会の運営が適正にされているかどうかは、自治会住民の問題であるとしても、市は自治会に対してこの問題について透明性を確保しながら、客観的に把握し、必要に応じて指導、助言を行うなど、適切に対応されることを望むものである。

最後に、市に対して補助金等の支出については、以前から、適正執行に努めるよう繰返し指摘してきたところである。事務面、実態面に一定の見直し等が認められるが、これからも補助金等が適正、公正に交付され、効果的に事業が実施されるよう、一層の努力を望むものである。

5 監査に係る措置結果



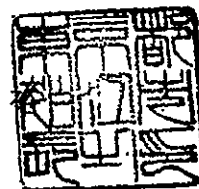
狛建環発第 100037 号
平成 21 年 4 月 2 / 日

狛江市監査委員

栗山 輝夫 様

道下 勇 様

狛江市長 矢野



平成 20 年度定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 21 年 1 月 9 日付け狛監委発第 100065 号により、平成 20 年度定期監査の結果に措置を求められた事項について、地方自治法第 199 条第 12 号の規定により別紙のとおり通知します。

監査の結果に基づいて講じた措置

指摘事項等

1 委託契約の発注について（上下水道課・環境管理課）

産業廃棄物処分委託と管渠清掃業務委託・児童遊園保守点検委託と児童遊園遊具設置委託とを、それぞれ契約しており、同一業者が落札している例もあった。委託内容のすみ分け等課題はあると思うが、一連の仕事の流れを把握し、部分発注・一括発注が出来ないか、市全体として考えていくべきである。他市の状況も把握しながら是非検討していただきたい。

講じた措置

契約に関しまして、総務課契約係と検討してまいります。

2 事業ごみ排出指導委託について（清掃課）

委託事業が多岐にわたっているが、見直しを要する時期にある事業もある。その中で「事業ごみ排出指導委託」は、ごみ有料化時に事業化したものであり、現在、有料化が定着し、減量に対する意識も醸成されている。実態を把握分析のうえ、この委託事業が必要なもののか、他の委託事業の内容も踏まえ実情にあった歳出を検討していただきたい。

講じた措置

平成 18 年度から実施して 3 年が経過しておりますが、新たな事業所もできることから指導が不要という状況には至っておりません。平成 22 年度に向けて、実態を把握分析し、あり方を考えていきます。

3 市有地売払に伴う歳入確保について（都市整備課）

市有地売払収入は、アクションプラン第 3 次行財政改革推進計画においても、68,000 千円の歳入確保を見込んでいるものであり、平成 20 年 9 月末現在実績はない。手続き中の物件もあると思うが更なる歳入確保のより積極的な取り組みを求めるものである。

講じた措置

認定外道路や供用開始されていない道路が存在していると思われるので、現況調査を実施しています。その後、関係地権者に情報提供し、売払が可

能かどうか検討していきます。

4 道路占用料の管理について（環境管理課）

道路占用料は平成 20 年度予算額 64,981 千円であり、既に 65,566 千円が歳入済である。歳入額の算定については、占用状況により年間数値が変更するため、事業者からの数値に基づき歳入としているとのことであったが、主管課の事務処理体制として PC 等による歳入のチェック方法等を検討し、歳入管理をしていただきたい。

講じた措置

パソコンで歳入データ等の管理を実施いたします。

5 下水道使用料の収入未済額について（上下水道課）

下水道使用料の収入未済額については、東京都へ収納委託をしているが、情報開示の関係もあり内容についてはアプローチしていないとの事であった。市としての業務であるとの認識をもち、内容把握のため都との調整努力をしていただきたい。

講じた措置

不納欠損については、上下水道課で個人名、件数、金額、欠損事由（不納欠損、時効欠損）等は把握できます。尚、不納欠損になるまでの、未済滞納データについてのリスト作成依頼については有料となり、他自治体において未納リストを購入した例があり、約 70 万円の費用負担となるようです。ただし、それは未納内容を確認する事のみであり、徴収権を市側に戻すものではありません。

6 下水道事業再評価業務委託について（上下水道課）

下水道事業再評価業務委託の平成 19 年度決算では、該当がなかったとのごとで不用額となったが、平成 20 年度においても調整結果として、「狛江市の現状では下水道再評価業務は不要」との確認がなされたため事業中止となっている。予算化にあたり都との事前調整が出来ていないものと思われる。今後、予算計上では都との連携を綿密し確証を得る等、的確な情報収集に努めていただきたい。

講じた措置

事業再評価は、公共事業は国民からの税金を基に運営されており、事業実施に当たっては効率性および実施過程の透明性が求められています。下水道事業においても、事業採択後 10 年経過するごとにその事業を再評価するように義務づけられています。この事業再評価を行うことにより、納税者への説明責任を果たすとともに、以後の 10 年間の補助事業の担保を確保できることとなります。

狛江市の下水道事業再評価については、平成 19 年度に平成 10 年度の再評価から 10 年経過したことによる、再再評価が必要として、予算計上しましたが、10 年間、国庫補助工事がなかったことにより、再再評価しなくても良いとのことで実施しませんでした。

また、平成 20 年度は、新しい事業である下水道緊急耐震事業を実施するにあたり、予算時期には、東京都に対して、再評価が必要か否かの判断を求めて予算計上しております。その後、下水道緊急耐震工事は維持工事であることから、必要なしとの判断が示されましたので、実施いたしませんでした。

平成 21 年度の予算時期において、東京都の担当者より、平成 22 年度より合流改善事業を、国庫補助事業として実施するには、平成 22 年 11 月の国費要望の際、再評価の答申結果を添えて申請しないと国庫補助は受けられないと指導されましたので、再度、予算計上いたしました。

下水道事業の再評価は、これまでの下水道事業の費用効果分析と、新たに、これから実施する合流改善計画を含めた今後の計画を作成し、費用対効果を算出し、評価委員会に図り、継続の有無を答申していただくものです。

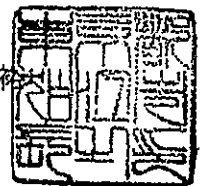


狛福発第 100071 号
平成 21 年 5 月 19 日

狛江市監査委員

栗山輝夫 様
白井明 様

狛江市長 矢野 裕



平成20年度財政援助団体監査の結果に基づく措置について(通知)

平成 21 年 3 月 2 日 付け 監査委発第 100080 号により、財政援助団体監査の結果について措置を求められた事項について、地方自治法第 199 条第 12 項の規定により別紙のとおり通知いたします。

別 紙

財政援助団体監査の結果に基づいて講じた措置等

適用(要望)事項等

補助金の現算定方法では、補助金額は確実に「増」となるものと見込まれる。

所管課(福祉サービス支援室)は、今後、他市の状況等も含め、事業の透明性・有効性・効率性を基に狛江市社会福祉協議会事業全体の中で、調整が可能か、検討を継続実施していただきたい。

措置等

所管課としては、他市の社会福祉協議会への補助の状況等の調査・研究を実施し、補助事業の適正について精査・検証いたします。

また、狛江市社会福祉協議会に対しては、事業の透明性・有効性・効率性を基に社協の事業全体の中で歳出削減に対しての調整が可能か検討するように指示いたしました。

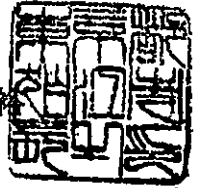
社会福祉協議会としては、以上の観点から補助事業について点検する旨と受け止めております。また、改善策のひとつとして独自財源の強化に努める必要性が暗示されていると判断し、財源の種別ごとの強化方策を検討していきます。



狛児児発第 100626 号
平成 22 年 3 月 1 日

狛江市監査委員
栗山 輝夫 様
白井 明 様

狛江市長 矢野 様



平成 21 年度財政援助団体監査の結果に基づく措置について(通知)

平成 21 年 12 月 25 日付け狛監委発第 100112 号により、平成 21 年度財政援助団体監査の結果に措置を求められた事項について、地方自治法第 199 条第 12 項の規定により別紙のとおり通知します。

監査の結果に基づいて講じた措置

指摘事項等

- 1 「平成 21 年度民間保育所運営費支弁及び市費補助金交付申請書」において「旧都基準」の欄の「対象事業費」及び「補助金等交付申請額」の金額、「平成 21 年度民間保育所運営費支弁及び市費補助金交付決定について」において「旧都基準」の交付決定額が誤って記載されている例が見受けられた。補助金交付申請書の受理の際には、添付書類との照合・確認は必須であり、適切な事務処理を行うよう努めていただきたい。

講じた措置

補助金交付申請書の受理の際には、添付書類の照合・確認の徹底を図り、適切な事務処理に努めます。

- 2 狛江市民間保育所運営費支弁及び市費補助金交付要綱第 7 条第 2 項で規定されている職員研修費において、補助金の交付の時期が 1 ヶ月遅れていた。要綱に則った適切な時期の交付を徹底していただきたい。

講じた措置

職員研修費については、要綱第 7 条第 2 項の規定に則り、5 月の請求時に必ず計上を確認することとし、5 月に交付することを徹底します。

- 3 狛江市民間保育所運営費支弁及び市費補助金交付要綱第 7 条第 1 項で規定されている請求において、請求書の「国運営費」と「市費運営費」及び「地域区分」の欄の名称が誤って記載されている例が見受けられた。所定の様式の整備に努めていただきたい。

講じた措置

要綱改正する予定ですので、それに併せて正式な名称に変更し統一を図ります。今後、請求書受領の際には、名称も含め、内容確認の徹底を図ります。

- 4 市単独補助経費の「障がい児加算（その他の障がい児）」の交付において、障がい児加算としての適用が不規則である場合については、適用した理由を明確にした適正な交付事務を行うよう努めていただきたい。

講じた措置

市単独補助経費の「障がい児加算（その他の障がい児）」の交付において、特別な事例については起案により適用した理由を明確にし、意思決定をした上で交付事務を行うようにします。

- 5 「平成 20 年度民間保育所運営費支弁及び市費補助金交付決定について」において、「国運営費」と「旧都基準」及び「市費運営費」の交付決定額を決定したが、その後の「平成 20 年度事業実績報告書」において、「国運営費」と「旧都基準」及び「市費運営費」の交付決定額が変更となった。このような場合には、補助金確定通知書の交付が必要である。補助金等交付規則等に則り、適切な事務処理を行うよう努めていただきたい。

講じた措置

現在の事務処理では、当初交付決定額と実績報告書の額が異なるため、今後は最終 3 月分の請求書を受けた時点で、変更交付申請を提出していただき、その変更交付申請に基づき、補助金確定通知書を交付することとします。なお、補助金確定通知書については、他の事項の要綱改正に併せ様式の登録をします。

狛江子どもの家において、現在、特別に配慮した対応を必要とする児童を保育しているが、来年 3 月には当該児童は卒園となる。今後、市立保育園に入園するかどうかを、狛江子どもの家若しくは保護者に確認をするなどし、市立保育園に入園するのであれば、平成 22 年度予算を踏まえ当該児童のための施設改善、職員の対応などの予算措置が必要と思われる。なお、市立保育園に入園する場合には、当該児童への対応の仕方などを、狛江子どもの家の栄養士・調理員等から引き継ぐ必要もあり、早急にその対応をお願いしたい。

講じた措置

平成 22 年 1 月 25 日に狛江子どもの家からは、園長、栄養士、保育士、市立保育園からは、栄養士会献立会議担当園長、栄養士、看護師、給食調理、児童青少年課からは入所担当が出席し、一回目の話し合いを行っています。その後、1 月 29 日に、担当園長、栄養士、看護師、児童青少年部長、児童青少年課長、入所担当で打合せを行っています。さらに、2 月 1 日に保護者と入所担当で話し合いを行いました。なお、転園先が駄倉保育園に決定しましたので、園の職員が狛江子どもの家での児童の日常の様子を見学しました。今後は、さらに細かな準備について進めていきたいと考えています。また、当該児童のための必要な備品、消耗品等の予算措置については、財政課と協議していきます。

登録番号 (刊行物番号)

H22-4

平成 22 年度版 狛江市の監査

(平成 21 年 4 月～平成 22 年 3 月監査結果)

平成 22 年 6 月発行

発行 狛 江 市

編集 狛 江 市 監 査 委 員 事 務 局

狛江市和泉本町 一丁目 1 番 5 号

TEL 03 (3 4 3 0) 1 1 1 1

印刷 庁内印刷 (頒布価格 80 円)